

■ 査読付論文

スーダン・南スーダン国籍をめぐる一考察  
—南スーダン共和国独立後の国籍法との関連で—

安藤 由香里\*

【要旨】本稿は、国際人権法の視点から、スーダン・南スーダンにおける国籍について分析するものである。2011年7月9日に、第193番目の国連加盟国として南スーダン共和国が誕生した。しかし、平和を願う人々の願いに反し、独立後もスーダン共和国と南スーダン共和国の国境付近における武力衝突はおさまらず、難民や国内避難民を創出している。2012年3月に、アフリカ連合ハイレベルパネルの説得により、スーダン共和国と南スーダン共和国の間で移動の自由、市民権等の枠組み合意が締結されたが、その後、予定通りに進んでおらず、状況は厳しい。石油の利権争いに絡む国境の画定等を含む複雑な両国関係に留意しつつ、スーダン共和国および南スーダン共和国の国籍について考察を深め、解決への示唆を高めることが重要であろう。これらの複雑な問題は現地経験があり、アラビア語を解する者の役割となる。

スーダン共和国および南スーダン共和国における国籍および市民権については十全に研究されてこなかった分野である。確かにスーダン共和国および南スーダン共和国に関し文化人類学的研究は行われてきたが、法的な視点に基づく研究は十全に行われていないため、本稿の学術的意義は高いと考える。また、本研究の独自性は、現地事情を知る筆者が、今までの経験を活かしつつ、複雑な問題が絡むスーダン共和国および南スーダン共和国の国籍の問題に取り組むことである。

キーワード: 南スーダン, 国籍, 難民

## I. はじめに

2011年7月9日、国際社会に新しい国家が成立した。第193番目の国連加盟国として南スーダン共和国が誕生したのである。南部スーダン人の自決権が行使され、住民投票の結果、分離独立を希望する者が多数で、スーダン共和国から南部スーダンが独立した。しかし、南スーダン共和国独立前から議論されていた国籍の問題は解決しないまま、2011年に、スーダン共和国と南スーダン共和国の2つの国となった。その結果、スーダンに居住する南スーダン人の法的地位および南スーダンに居住するスーダン人の法的地位に特別な配慮が与えられなかっただけでなく、国籍の解釈は国際法のみならず、両国の憲法規定とも一致していない。

そこで、本稿では、南スーダン共和国が独立する過程で重要な役割を果たした、2010年4月のスーダン統一総選挙<sup>1)</sup>ならびに2011年1月の南部スーダン住民投票に国際選挙監視団の一員として参加した経験を踏まえ<sup>2)</sup>、2013年2月10日から2月28日に南スーダン共和国およびウガンダで現地調査を行ったうえで、スーダンおよび南スーダンにおける国籍の問題に着目することとする。

最初に、両国の基礎データを概観する。スーダン共和国の面積は、188万平方キロメートルで、日本の約5倍の国土を有する。人口は、2011年の統計で、3,432万人であった。図1のように、首

---

\*立命館大学政策科学部・非常勤講師

都はハルツームに位置し、人種・民族は、主としてアラブ、ヌビア、ヌバ等である。言語はアラビア語と英語が公用語となっており、宗教は、イスラム教が多数を占めている。主要人権条約の批准状況は、表1のように、自由権規約・社会権規約（1986年3月18日）、難民条約（1974年2月22日：26条留保）、難民議定書（1974年3月23日）、子どもの権利条約（1990年8月3日）、人種差別撤廃条約（1977年3月21日）を批准している。また、アフリカ連合の枠組みでは、アフリカ難民条約（1975年1月12日寄託）、アフリカ人権憲章（1986年3月11日寄託）を批准している。

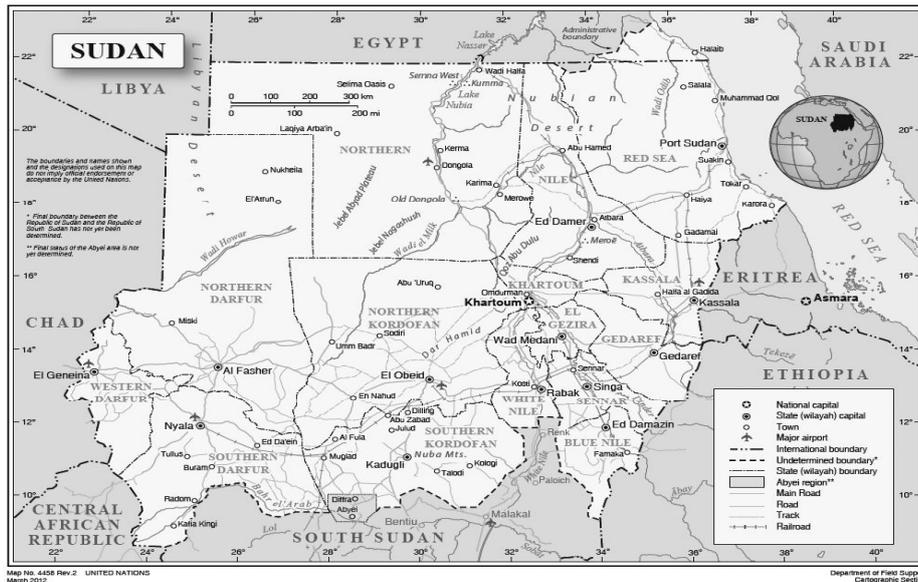


図1. スーダンの地図(出所:UN Department of Field Support March 2012)

表1. 関連する人権条約の署名・批准状況（2016年1月5日現在）

条約名	署名・批准日
自由権規約	1986年3月18日
社会権規約	1986年3月18日
難民条約(26条留保)	1974年2月22日
拷問等禁止条約	1986年6月4日署名のみ
子どもの権利条約	1990年8月3日
女性差別撤廃条約	×
人種差別撤廃条約	1977年3月21日
アフリカ難民条約	1975年1月12日
アフリカ人権憲章	1986年3月11日
アフリカ子どもの権利憲章	×

出所:国連人権高等弁務官事務所・アフリカ連合のデータより筆者作成。

南スーダン共和国の面積は、64 万平方キロメートルで、日本の約 1.7 倍である。人口は 2008 年統計で 826 万人と言われているが、明確ではない。図 2 のように、首都はジュバであり、中央エクアトリア州に位置する。地方行政区分は 10 州あり、上ナイル州、ジョングレイ州、ユニティ州、ワラップ州、北バハル・エルガザール州、西バハル・エルガザール州、レイク州、西エクアトリア州、中央エクアトリア州、東エクアトリア州である。行政区分として、州の下に、カウンティ(County)、パヤム(Payam)、ボマ(Boma)がある。人種・民族は、ディンカ、ヌエル等約 70 の民族で構成されていると言われている。言語は、英語が公用語で、ジュバアラビア語、ディンカ語、ヌエル語等各民族の言語が存在する。宗教は主にキリスト教と伝統宗教である。識字率は 27%と言われている。

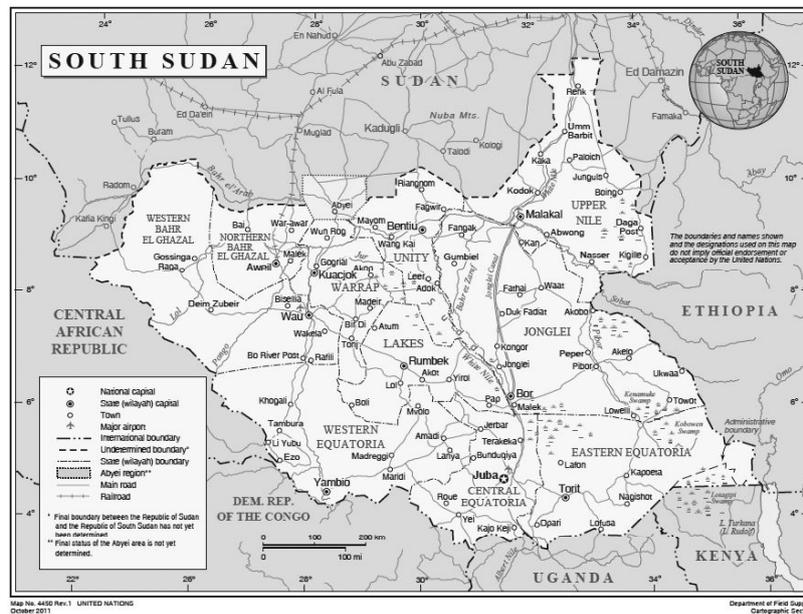


図 2. 南スーダンの地図(出所:UN Department of Field Support October 2011)

2011年7月8日安全保障理事会決議 1996 (2011)によって、国連南スーダンミッション (UNMISS) が設立した。同決議パラグラフ 11 は、女性、子ども、難民、無国籍者に関する主要国際人権条約を批准し、実施することを南スーダン政府に促進し、UNMISS が南スーダン政府に助言をすることを要請している<sup>3)</sup>。そして、2013年12月に起きた南スーダン危機後、2014年5月27日に安全保障理事会決議 2155 (2014)によって、UNMISS のマンデートを延長し、文民の保護、人権の監視、人道支援の援助、敵対行為の停止の実施を優先に掲げた<sup>4)</sup>。南スーダン共和国は、表 2 のように、拷問等禁止条約、子どもの権利条約および女性差別撤廃条約を批准しており、アフリカ連合の枠組みでは、アフリカ女性の権利憲章議定書を 2013 年 1 月 24 日に署名のみしている。

表 2. 関連する人権条約の署名・批准状況 (2016 年 1 月 5 日現在)

条約名	署名・批准日
自由権規約	×
社会権規約	×
難民条約	×
拷問等禁止条約	2015 年 4 月 30 日
子どもの権利条約	2015 年 1 月 23 日
女性差別撤廃条約	2015 年 4 月 30 日
人種差別撤廃条約	×
アフリカ難民条約	×
アフリカ人権憲章	×
アフリカ子どもの権利憲章	×
アフリカ女性の権利憲章議定書	2013 年 1 月 24 日署名のみ

出所: 国連人権高等弁務官事務所・アフリカ連合のデータより筆者作成。

本稿で着目する国籍の問題につき、子どもの権利条約は重要である。同条約は、196 カ国 (2016 年 1 月 5 日現在) が批准しており<sup>5)</sup>、国際人権条約の中で最も批准国が多い条約である。同条約 2 条 1 項は、差別の禁止を定めており、「その管轄下にある子どもに対し」、「いかなる差別もなしに」この条約に定める権利を尊重し、「確保する」義務を締約国に課している。のちに詳しく見るようにスーダン現行国籍法が国際法の一般原則の「差別の禁止」に抵触していることは明らかだが、領域下にある者が、国民であるかどうかは子どもの権利条約では問題とされない。つまり、領域内に存在するすべての子どもに「差別の禁止」が適用されるのである。スーダン共和国政府は子どもの権利条約を批准する際に条約の権利を確保する義務を課されている。同条約 7 条 1 項は、国籍の権利を定めており、「出生の後直ちに登録される」ことを保証している。また、同条 2 項は、「特に子どもが無国籍となる場合を含め」て、「国内法」および関連国際文書に基づいて 1 項の権利の実現を「確保する」義務を締約国に課している。

南スーダン共和国が批准している、女性差別撤廃条約は、9 条 1 項で「国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与え」ており、「特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保」している。さらに、同条 2 項では、「子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与え」ている。

アフリカ子どもの権利憲章 6 条は、名前と国籍の権利を定めている。特に、同条約 6 条 3 項は、「すべての子どもは国籍を取得する権利を有する」ことを定めていることに留意する必要があるだろう。また、同 6 条 4 項は、本憲章の締約国は他国籍を付与されない子どもに、出生時の領域の国籍を取得する原則を憲法が認めることを保障している。しかし、両国ともアフリカ子どもの権利憲章を批准していない。

スーダンでは、難民や国内避難民の帰還コーディネータは国連難民高等弁務官事務所 (以下、UNHCR)、輸送は国際移住機関 (以下、IOM) が担当していた。IOM によると、2012 年にスーダン

から南スーダンへ約 15 万 5 千人が帰還した。しかし、資金不足による輸送システム不足で、約 23 万人がスーダンで帰還を待っているとされていた。2012 年 11 月時点で、UNHCR は、30 万から 35 万人の南スーダン出身者がスーダンにいと予測していた。内訳は、ハルツームに 20 万から 25 万人、ダルフルに 5 万人、東スーダンに 3 万人とされていた。

2012 年 8 月 4 日、石油パイプラインの使用料に関し、アフリカ連合の調停で、スーダン共和国と南スーダン共和国の間で合意が締結されたものの執行にいたっておらず、その後も両国国境沿いの武力紛争はやまず、問題の解決にいたっていない。そのため、南スーダン共和国の公務員は長期間給料が支払われていない。給料不払いで警察官がストライキを行う等、経済的にも深刻な状況が続いている。

## II. 2005 年スーダン包括和平合意

長期にわたった南北スーダン内戦を終結させた南北間の包括和平合意について概観したい。本合意は、北部スーダンの主要勢力である国民議会党（以下、NCP）および南部スーダンの主要勢力であるスーダン人民解放運動（以下、SPLM）の間で締結され、400 万人以上の国内避難民（以下、IDPs）を発生させた南北スーダン内戦を終結させた。

### II. 1 包括和平合意の概略

2005 年 1 月 9 日の包括和平合意は、6 つの議定書と 2 つの付属書から構成されている<sup>6)</sup>。すなわち、第 1 章 マチャコス議定書、第 2 章 権力の配分に関する議定書、第 3 章 富の配分に関する議定書、第 4 章 アビエ地域の帰属に関する議定書、第 5 章 南コルドファン州・青ナイル州の帰属に関する議定書、第 6 章 治安措置議定書、付属書 1 停戦合意・治安措置に関する履行様式、付属書 2 履行モダリティー。本合意は、2010 年総選挙および 6 年間の移行期間が終了する 2011 年 7 月 9 日の南部スーダンの独立を問う住民投票、アビエ地域の帰属を問う住民投票および南コルドファン州・青ナイル州の住民協議の根拠となっている。

### II. 2 南部スーダンに関する規定

包括和平合意のうち、特に本稿との関係で重要となるのが、南部スーダンがスーダンと共に統一の国を選択するか、分離独立を選択するかの基礎となる、第 1 章 2002 年マチャコス議定書 1 条 3 項および 2 条 5 項と付属書 2 の履行モダリティーである。

同 1 条 3 項は、南部スーダン人民は、住民投票によって将来の自らの地位を決定する自決権を有することを規定している。

同 2 条 5 項は、6 年間の暫定期間後、スーダン政府とスーダン人民解放運動/軍が共同で国際的に監視された住民投票を行い、南部スーダン人民が統一か分離独立を投票によって決めることを規定している。

### Ⅲ. 南部スーダン住民投票までの経緯

#### Ⅲ. 1 2010年スーダン総選挙

2010年スーダン選挙の有権者の定義は、2008年国家選挙法21条に規定されている<sup>7)</sup>。有権者は、(a) スーダン人であること、(b) 18歳以上で、(c) 有権者登録をし、(d) 市民および政治的権利を享受し、(e) 健全な心の持ち主であること、の5つの条件を満たす者であった。

2008年国家選挙法に基づき、国家選挙委員会(National Election Commission)が、首都ハルツームに設立された。その下部組織として、南部スーダン高等選挙委員会(Southern Sudan High Elections Committee: SSHC)が、南部スーダンの首都ジュバに設立され、州高等選挙委員会(State High Elections Committee: SHC)が各州都に設立された。

2010年スーダン総選挙の投票は5日間、2010年4月11日から15日に実施された<sup>8)</sup>。投票期間は当初4月11日から13日とされていたが、4月12日に国家選挙委員会がスーダン全域で投票期間を当初の4月13日から15日まで2日間延長することを発表した。開票は即日開票で4月15日午後6時から開始された。北部スーダンではスーダン統一政府大統領、スーダン統一政府議会、州知事、州議会の4種類、南部スーダンではスーダン統一政府大統領、南部政府大統領、スーダン統一政府議会、南部議会、州知事、州議会の6種類を投票する非常に複雑な選挙であった。それに加え、特定の選挙区につき特定人数を選出する選挙区制度、特定数の女性を選出する女性枠制度、特定の候補者ではなく政党を選出する比例代表区制度があり、有権者のほとんどが選挙を経験したことのない中での混乱は容易に想像できるであろう。スーダン全土(北部および南部)10,751カ所の投票所で、約1,600万人が投票したことになる。本総選挙で最重要視されたのは、スーダン共和国大統領選挙であった。ただし、立候補者は多かったものの、実質的には、北部スーダンの主力政党である、国民会議党(National Congress Party: NCP)の選出で、バシール現職大統領と、南部スーダンの主力政党スーダン人民解放運動(Sudan People's Liberation Movement: SPLM)選出候補者の一騎討ちと見られていた。しかし、投票開始日数日前に、スーダン人民解放運動候補者が辞退したため、有権者が同候補者に投票したとしても無効票となった。大統領選挙の結果、バシール現職大統領が690万1694票の68%で再選された。国家選挙委員会によると、大統領選挙の有効票は、1,011万4310票で投票率は61%であった。また、南部スーダン大統領選の結果、サルヴァキール南部スーダン大統領が再選された。南部スーダン大統領選挙の有効票は、261万6,613票で投票率は92%であった。2010年4月15日、国連事務総長は野党のボイコットや不法行為の報告はあったが、大きな治安上の問題なく選挙を終えたと表明した。

#### Ⅲ. 2 南部スーダン人の定義

南部スーダン住民投票を実施するために、2010年総選挙の実施が不可欠であった。2010年総選挙が一部地域で混乱はあったものの、全体としては大混乱とならずに終わり、南部スーダン住民投票のために、2010年11月15日から12月8日に有権者登録が行われた。そして、予定通り、2011年1月9日から15日に統一か分離独立の二者択一の住民投票が実施された。南部スーダン住民投票の根拠法は、既に述べた包括和平合意のマチャコス議定書1条3項および2条5項である。2009年南部スーダン住民投票法は、2009年12月28日の国民議会で採択され、2009年12月31日に大統領署名で発行され、全7章、69条から構成されている<sup>9)</sup>。本法は、包括和平合

意の移行期間終了 6 ヶ月前にあたる 2011 年 1 月 9 日に開始される南部スーダン住民投票の規則および実施の枠組みを定めている。

2009 年南部スーダン住民投票法は、2009 年 12 月 28 日に国民議会で採択され、3 日後に大統領の署名によって発効された。同法は全 7 章で構成されている。包括和平合意移行期間終了 6 ヶ月前となる 2011 年 1 月 9 日に投票開始を実施するように、南部スーダン住民投票の規則および実施の枠組みを定めたものである<sup>10)</sup>。同法によって規定された、南部スーダン住民投票有権者の定義は、2009 年南部スーダン住民投票法 25 条で定められた。有権者とは、(1) 南部スーダン人の血族<sup>11)</sup>又は(2)南部スーダンに継続して永住している者又はその血族<sup>12)</sup>で、かつ(3) 18 歳であること<sup>13)</sup>、(4) 健全な心の持ち主であること<sup>14)</sup>、(5) 有権者登録をした者<sup>15)</sup>の条件を満たす者である。

ここで問題となるのが、南部スーダン人の定義である。(1)は、1956 年 1 月 1 日若しくはそれ以前に南部スーダンに定着していた先住コミュニティの一つに属する者、南部スーダンのエスニック・コミュニティの一つにその先祖を持つ親(両親又は片方)に生まれたが、1956 年 1 月 1 日以降に南部スーダンに中絶なく居住していない者、(2)は、1956 年 1 月 1 日以降に南部スーダンに継続して永住している者、又は、両親若しくは祖父母のうちいずれかが永住している者と規定された。したがって、1956 年 1 月 1 日にどこにいたかが重要な分れ目となってくる。

同 41 条 2 項および 3 項では、南部スーダン住民投票の成立要件は、最低 60 パーセントの有権者による投票で、投票数の単純過半数で結果が決定されると定められている。

同 66 条は、その結果はあらゆる法律に優先し、全国家機関および南北スーダン住民に拘束力がある。とし、

同 41 条 1 項および 44 条は、結果発表は、開票・集計手続後に住民投票委員会が暫定結果を発表し、一定期間後、不服申立てがなければ最終結果とする。不服申立て又は裁判所の決定があれば、その処理後 48 時間以内に最終結果を発表する。但し投票後 30 日を超えてはならない。と規定している。

以上、重要な項目のみあげてみたが、本南部スーダン住民投票法に基づき、南部スーダン住民投票委員会 (SSRC)が設立された。同委員会を支援するために、国連統合住民投票選挙部 (UNIRED)の約 340 名のスタッフが、技術的な助言および実施支援を行った。すなわち、資金やロジスティックスの住民投票過程の支援である。例えば、有権者登録・住民投票に必要な物資の支援、具体的には、投票スタッフの研修資材、有権者教育、事務所の機材、車の調達・輸送を行った。

本南部スーダン住民投票では、南北スーダン・在外 8 ヶ国の投票センターで、約 380 万人が投票した。7 日間にわたる住民投票が終了し、2011 年 1 月 15 日夜から即日開票が行われた。基本的には、投票センターで、夜通し開票作業が行われたため、開票のために、南部スーダン住民投票委員会から各投票所にランプが 2 つ配布されていた。

開票の結果、南部スーダンの有効投票数 371 万 3,596 票中、統一 16,129 票 (0.43%)、分離独立 369 万 7,467 票 (99.57%)、南部スーダン以外での有効投票数 12 万 3,810 票中、統一 28,759 票 (23.23%)、分離独立 95,051 票 (76.77%)で、合計で、98.83%が分離独立に投票し、南部スーダンの独立が確定した。こうして、2011 年 7 月 9 日に南スーダン共和国が誕生した。

## IV. 憲法における国民の定義

以上のような経緯でスーダンは、スーダン共和国と南スーダン共和国の 2 つの国となり、それぞれ暫定憲法又は移行期憲法が存在する。

### IV. 1 2005 年スーダン暫定憲法

2005 年スーダン暫定憲法 7 条は市民権と国籍を定めている<sup>16)</sup>。同 7 条 1 項は、すべてのスーダン人に同等の権利と義務を与えている。同条 2 項によって、スーダン人の母親又は父親のもとに生まれたすべての者は、スーダンの国籍と市民権を享受する奪うことのできない権利を有している。同条 3 項によって、法律で市民権と帰化を定め、帰化したスーダン人は、法律に基づくことなく、取得した市民権を奪われない。同条 4 項によって、スーダン国民は法律に基づき、他国の国籍を取得できる。つまり、2005 年スーダン暫定憲法は二重国籍を許容しており、詳細については国籍法を参照しなければならない。

### IV. 2 2011 年南スーダン移行期憲法

2011 年南スーダン移行期憲法は、2005 年南スーダン暫定憲法を改正する形で、2011 年に施公された。同 45 条は市民権と国籍を規定している。同 45 条 1 項は、南スーダン人の母親又は父親のもとに生まれたすべての者は、南スーダンの市民権と国籍を享受する奪うことのできない権利を有すると規定している。同条 2 項によって、市民権はすべての南スーダン人の同等の権利と義務の根拠となる。同条 3 項によって、すべての市民は憲法で保障されたすべての権利を享受する。同条 4 項によって、法律で市民権と帰化を定め、帰化した市民は法律に基づくことなく取得した市民権を奪われない。同条 5 項によって、南スーダンの国民は、法律に基づき他国の国籍を取得できる。同条 6 項によって、南スーダン人でない者は、法律に基づき帰化によって南スーダン国籍を取得できる。このように、2011 年南スーダン移行期憲法も二重国籍を許しており、詳細については国籍法を参照しなければならない。

## V. 国籍法における問題点

以上、両国の憲法規定が二重国籍を許容していることを確認した上で、国籍法の該当規定を見ていきたい。

### V. 1 2011 年スーダン改正国籍法

2004 年国籍法は、2011 年 8 月 10 日に改正された。スーダン改正国籍法 10 条は国籍の剥奪を規定している。同 10 条 2 項および 3 項は、南スーダン国籍との関係のみを対象としている。2 項は、南スーダン国籍を法律上・事実上取得した者は自動的にスーダン国籍を剥奪される。3 項は、15 条に影響なく、10 条 2 項にしたがって父親がスーダン国籍を剥奪された者はスーダン国籍を剥奪される。15 条とは父親の国籍の剥奪によって子どもがスーダン国籍を剥奪されることのないよう、

無国籍<sup>17)</sup>にならないように定めている規定である。

いずれの規定を見ても、明らかに南スーダン国籍のみをスーダン国籍との二重国籍から排除していることが明確である。すなわち、南スーダン以外のいずれの国とも二重国籍は禁止されていない。特定国のみを対象とする規定は差別と考えられ、国際法では許されていない。特に、両親、祖父母、総祖父母のいずれかが南スーダン人であったり、南スーダン国籍とスーダン政府によって認定されたりしている者は、次に見るように、南スーダン国籍法との関係で、無国籍者となる可能性がある。

さらに、本改正でスーダンへの帰化の条件も厳格化された。帰化の条件は、スーダン改正国籍法 7 条に規定されている。改正前は 5 年以上スーダンに居住している者であったが、改正後は、10 年以上、正規に継続してスーダンに居住している者に変更された。これによって、多くの南スーダン人が非正規滞在であったことから、帰化が困難になった。

## V. 2 2011 年南スーダン国籍法

2011 年南スーダン国籍法 8 条は、南スーダン国籍を取得できる条件を規定している。同 8 条 1 項および 2 項によると、出生による南スーダン人とは、父系・母系の両親、祖父母、総祖父母のいずれかが南スーダンで生まれた者又は南スーダンの先住民族コミュニティの一つに属している者である。また、南部スーダン住民投票法における、南部スーダン人の有権者と同様、1956 年 1 月 1 日以降に南スーダンに居住している者若しくは両親若しくは祖父母が居住している者と規定されている。

しかし、南スーダンの先住民族コミュニティについては明確にされておらず、国境付近の集団を含むかどうかは明らかではない。例えば、クresh (Kresh)、カラ (Kara)、ユル (Yulu)、フロギ (Frogi)、布林ガ (Binga) は、スーダン共和国および南スーダン共和国の双方に存在している。また、アビエ地域の住民投票が実施されない要因のひとつである、ンゴ・ディンカ (Ngok Dinka) 等の遊牧民を含むか否かも明らかではない。したがって、これらの者は、先に見たスーダン国籍法との関係で、スーダン政府が南スーダン人と認定すれば、恣意的にスーダン国籍を剥奪される可能性があることになる。

そして、国籍法 8 条の資格があるかどうかの立証責任は申請者側に課せられている。2011 年南スーダン国籍規則 23 条は、証明責任は申請者にあることを規定しているからである。立証の方法は、書類 (同規則 24 条) で証明し、年長者の証人 (同規則 25 条) が必要となる。書類が無い場合、コミュニティリーダー、伝統的権威者、教会、宗教指導者、行政区域であるカウンティ、パヤム、ボマの役人、申請者の先住集団のリーダーや副リーダー、申請者の親族、申請者を良く知る者の証言を考慮し、決定すると規定されている (同規則 26 条および 27 条)。しかし、例えば、長期間スーダンに居住していた者は、スーダン国籍を剥奪されても、南スーダンに書類はもちろんのこと、証言をしてくれる者もおらず、南スーダン国籍の有資格者である証明ができず無国籍になる可能性も少なくない。スーダンでの居住年数が長ければ長いほどその危険性は高いとも言えるだろう。

## VI. 2012 年他国民の地位等に関するスーダン・南スーダン枠組合意

### VI. 1 4 つの自由

2012 年 3 月に、他国民の地位等に関するスーダン・南スーダン枠組合意が署名され、9 月に両

国大統領によって締結された。本枠組合意は、スーダン共和国と南スーダン共和国に居住する者に以下の 4 つの自由を保障する合意である。すなわち、①居住の自由、②移動の自由、③経済活動の自由、④所有物を請求し処分する自由である。これらの 4 つの自由が保障されれば、国籍および市民権が保障されていない者、すなわち、上に見てきた理由により、国籍を剥奪されたり、書類や証人がみつからず自らの国籍を証明できなかつたりする者、あるいは無国籍者の救済措置となると考えられる。

## VI. 2 実施委員会とアフリカ連合の役割

本枠組合意の実施にあたり、スーダン共和国と南スーダン共和国の共同ハイレベル委員会が、両国民の地位や取扱いについて共同措置の実施を行うことを明記している。また、本合意の署名後 2 週間以内に第 1 回目の会合を持つことを明記している。しかし、会合が持たれたという記録はない。

さらに、本合意では、アフリカ連合（以下、AU）の役割を重く見ていることが 3 条から読み取れる。AU ハイレベルパネルが、スーダン共和国と南スーダン共和国のファシリテーションを行い、本合意の履行確保を行うことを定めている。しかし、実際には、AU の実行力は脆弱であり、本合意が実施される見込みは非常に低いという見方がジュバの知識層の感想であった。

## VI. 3 他の国際機関や NGO の役割

国連は、人権理事会をはじめとして、スーダン共和国および南スーダン共和国の人権侵害を監視する立場である。また、既に述べたように、安全保障理事会決議 1996 (2011)は、女性、子ども、難民、無国籍者に関する主要国際人権条約を批准し、実施することを南スーダン政府に促進し、UNMISS が南スーダン政府に助言をすることを要請しており、人権保護がミッションのひとつであった。しかし、国連はスーダンのダルフルにおける重大かつ大規模な人権侵害の裁判を抱えており、スーダン共和国のオマル・アル・バシール (Omar Al-Bashir) 現職大統領は国際刑事裁判所から逮捕状を発付されている身である<sup>18)</sup>。UNHCR は、南スーダン独立以前から無国籍問題に警笛を鳴らしている。そして、1954 年の無国籍者の地位に関する条約について無国籍に関するガイドラインを出し<sup>19)</sup>、様々な取り組みで<sup>20)</sup>、UNHCR は近年、無国籍者の保護に力をいれている。

人権 NGO のヒューマンライツウォッチは、2012 年 3 月にスーダン共和国国籍法による、恣意的な国籍剥奪を報告して警笛を鳴らしている<sup>21)</sup>。また、ノルウェー難民委員会は、無国籍状態が強いられた移動の要因となることにつき詳細な報告書を出している。そして、武力紛争後の政治的変動に翻弄される例として、スーダン国籍法 10 条 2 項が「南スーダン国籍を法律上又は事実上得た者は自動的にスーダン国籍を剥奪されることをあげている<sup>22)</sup>。こうした NGO のアドボカシー活動が人権侵害の現状を国際的に広めている。

## VII. むすびにかえて

本稿では、スーダン共和国および南スーダン共和国の国内法および国際人権条約に照らして、2011 年 7 月 9 日に南スーダン共和国が独立した後のスーダン共和国および南スーダン共和国両

国による国籍の解釈について見てきた。スーダン共和国および南スーダン共和国の両国共に、暫定憲法および移行期憲法において、二重国籍を許容していたことが明らかとなった。それにもかかわらず、スーダン国籍法で、特定国、すなわち南スーダン共和国のみを対象に、二重国籍の保持を許可しないことは憲法違反であるのみならず、スーダンが批准している国際人権条約の規定に明確に抵触する。

独立に伴う国籍の問題は、アフリカではエリトリアのエチオピアからの独立においても問題となった。エリトリアがエチオピアから住民投票の結果、独立したことに伴い、国籍を喪失した者の大量追放が問題となった<sup>23)</sup>。また、ヨーロッパでは、国家承継に伴うバルト三国(エストニア、リトアニア、ラトビア)における無国籍問題が課題となり、欧州評議会が専門委員会を設置して取り組んでいる<sup>24)</sup>。

特定の国に二重国籍を許さないことは国際法で禁止している差別規定である。南スーダン国籍法および国籍規則には二重国籍の禁止が規定されていないにもかかわらず、南スーダン側は、相互主義により、南スーダン国籍法もスーダンとの二重国籍を許容しない立場である。こうした現状を打開するには、憲法規定と国籍法との齟齬を解決する具体的な取組みが国際的な主導で行われる必要がある。しかし、現在の AU 主導アプローチは残念ながら脆弱である。南スーダン共和国初の国連大使であり、元国内避難民に関する国連事務総長特別代表、元ジェノサイド防止特別アドバイザー、フランシス・デン (Francis Deng) 大使は、国連の役割に期待をかけているようであるが、スーダンのバシール現大統領は国際刑事裁判所から逮捕状を発付されている身であり、そのような状況下で国連がどこまで関与できるかが今後の大きな課題であろう。

本稿は平成 24 年度公益財団法人村田学術振興財団第 28 回研究助成「スーダン・南スーダン国籍をめぐる一考察：南スーダン共和国独立後の市民権との関連で」の研究成果の一部である。

[注]

- 1) 『スーダン国家選挙委員会への日本選挙監視団報告書』2010 年 4 月 21 日 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sudan/observation/pdfs/sudan\\_nec\\_jp.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sudan/observation/pdfs/sudan_nec_jp.pdf) (2016 年 1 月 5 日最終閲覧)
- 2) 内閣府スーダン住民投票監視国際平和協力業務(2011(平成 23)年) [http://www.pko.go.jp/pko\\_i/result/sudan/sudan07.html](http://www.pko.go.jp/pko_i/result/sudan/sudan07.html) (2016 年 1 月 5 日最終閲覧)
- 3) UN Doc. S/RES/1996 (2011) 8 July 2011.
- 4) UN Doc. S/RES/2155 (2014) 27 May 2014
- 5) 米国は 1995 年に署名のみ。
- 6) Comprehensive Agreement of Peace. The Protocol of Machakos: Signed in Machakos, Kenya, on 20 July 2002, in which the parties agreed on a broad framework, setting forth the principles of governance, the transitional process and the structures of government as well as on the right to self-determination for the people of South Sudan, and on state and religion; The Protocol on security arrangements: Signed in Naivasha, Kenya, on 25 September 2003; The Protocol on wealth-sharing: Signed in Naivasha, Kenya, on 7 January 2004; The Protocol on Power-sharing: Signed in Naivasha, Kenya, on 26 May 2004; The Protocol on the resolution of conflict in southern Kordofan/Nuba Mountains and the Blue Nile States: Signed in Naivasha, Kenya, on 26 May 2004; The Protocol on the resolution of conflict in Abyei: Signed in Naivasha,

Kenya, on 26 May 2004.

- 7) *The National Elections Act 2008.*
- 8) 詳細は拙稿参照。「南部スーダン共和国独立への2つの選挙-スーダン総選挙と南部スーダン住民投票を監視して」『国際平和協力研究論文集』第2号、2011年。  
[http://www.pko.go.jp/pko\\_j/organization/researcher/pdf/02-ando.pdf](http://www.pko.go.jp/pko_j/organization/researcher/pdf/02-ando.pdf) (2016年1月5日最終閲覧)
- 9) *The Southern Sudan Referendum Act 2009.*
- 10) 南部スーダン住民投票法3条。
- 11) 同法25条1項。
- 12) 同法25条2項。
- 13) 同法25条3項。
- 14) 同法25条4項。
- 15) 同法25条5項。
- 16) 本稿では憲法規定にしたがって、国籍と市民権を同義として取り扱う。
- 17) 無国籍とは法律上(*de jure*)と事実上(*de facto*)に分けられるが、本規定は、法律上の無国籍を防止している。
- 18) 詳細は拙稿参照。「国際刑事裁判所による逮捕状発付が国際平和協力にもたらす影響の分析-スーダン・バシール現職大統領の事例」『国際平和協力研究論文集』創刊号、2010年。
- 19) UNHCR、無国籍に関するガイドライン1「無国籍者の地位に関する1954年の条約第1条第1項における「無国籍者」の定義  
(2012年2月20日) HCR/GS/12/01 <http://www.refworld.org/cgi-bin/telex/vtx/rwmain/opendocpdf.pdf?reldoc=y&docid=548995f44> (2016年1月5日最終閲覧)
- 20) <http://www.unhcr.org/pages/49c3646c155.html> (2016年1月5日最終閲覧)
- 21) Human Rights Watch “Sudan: Don’t Strip Citizenship Arbitrarily: Bring Nationality Law in Line with International Standards” March 2, 2012.  
<https://www.hrw.org/news/2012/03/02/sudan-dont-strip-citizenship-arbitrarily> (2016年1月5日最終閲覧)
- 22) Zahra Albarazi and Laura van Waas ‘Statelessness and Displacement’ Norwegian Refugee Council and Tilburg University, 2015, p.18.
- 23) 本稿では深く触れることはできないが、常設仲裁裁判所のエリトリア・エチオピア請求委員会の仲裁事項の重要なひとつは独立後の国籍問題であった。[http://www.pca-cpa.org/ER%20Partial%20Award%20Dec%20048515.pdf?fil\\_id=148](http://www.pca-cpa.org/ER%20Partial%20Award%20Dec%20048515.pdf?fil_id=148) (2016年1月5日最終閲覧)
- 24) 例えば、以下参照。川村真理「欧州国籍条約における国家承継と無国籍の防止」『国際協力論集』第7巻第2号、1999年。丹羽こずえ・小畑郁「資料：国家承継に関連する無国籍の防止に関するヨーロッパ評議会条約および説明報告書」『法政論集』218号、2007年。

[参考文献]

阿部浩己、『無国籍の情景-国際法の視座、日本の課題』UNHCR, 2010年  
安藤由香里, 「国際刑事裁判所による逮捕状発付が国際平和協力にもたらす影響の分析-スーダン・バシール現職大統領の事例」『国際平和協力研究論文集』創刊号, 2010年

- 安藤由香里,「南部スーダン共和国独立への2つの選挙-スーダン総選挙と南部スーダン住民投票を監視して」『国際平和協力研究論文集』第2号,2011年
- 川村真理,「欧州国籍条約における国家承継と無国籍の防止」『国際協力論集』第7巻第2号,1999年
- 丹羽こずえ・小畑郁,「資料:国家承継に関連する無国籍の防止に関するヨーロッパ評議会条約および説明報告書」『法政論集』218号,2007年
- UNHCR,『国籍と無国籍 議員のためのハンドブック』UNHCR,2009年12月
- UNHCR,無国籍に関するガイドライン 1「無国籍者の地位に関する1954年の条約第1条第1項における「無国籍者」の定義(2012年2月20日)HCR/GS/12/01
- Asylum Research Consultancy, *South Sudan Country Report*, 7 January 2013.
- Bronwen Manby, 'The Right to a Nationality and the Secession of South Sudan: A Commentary on the Impact of the New Laws' Open Society, June 2012.
- Bronwen Manby, 'International Law and The Right to A Nationality in Sudan', Open Society Foundations, February 2011.
- Bronwen Manby, 'Citizenship Law in Africa: A Comparative Study', Open Society Institute, 2009.
- Charles Riziki Majinge, Southern Sudan and the struggle for Self-Determination in Contemporary Africa: Examining its Basis Under International Law' *German yearbook of international law*, Vol. 53, 2010.
- Mike Sanderson 'Statelessness and Mass Expulsion in Sudan: A Reassessment of the International Law ' *Northwestern Journal of International Human Rights*, Volume 12, Issue 1, Article 4, Winter 2014.
- Munzoul A. M. Assal 'Nationality and Citizenship Questions in Sudan after the Southern Sudan Referendum Vote', *Sudan Report*, 2011:1.
- Nasredeem Abdulbari 'Citizenship Rules in Sudan and Post-Secession Problems' *Journal of African Law*, Vol.55, No.2, 2011.
- Refugees International, *Sudan: Preventing Violence and Statelessness as Referendum Approaches*, June 29, 2010.
- UNHCR and UNMIS, *Sudan Citizenship Symposium Proceedings*, 6-7 November 2010.
- Zahra Albarazi and Laura van Waas 'Statelessness and Displacement' Norwegian Refugee Council and Tilburg University, 2015.
- Vanessa Rüegger and Rekha Oleschak-Pillai 'State secession in international law and the 2011 Referendum in the Sudan', *Peters Dreiblatt: Föderalismus, Grundrechte Verwaltung*, 2010.
- Framework Agreement on the Status of Nationals of the Other State and Related Matters between The Republic of the Sudan and The Republic of the South Sudan*, signed in Addis Ababa, 27 September 2012.
- Republic of South Sudan, *Nationality Act 2011*.
- Republic of South Sudan, *Nationality Regulations 2011*.
- Republic of South Sudan, *Passports and Immigration Act 2011*.
- Republic of Sudan, *Nationality Act (Amendment) 2011*.
- Republic of Sudan, *Nationality Act 2003*.

Republic of Sudan, *Nationality Act 1994*.

*The Transitional Constitution of the Republic of South Sudan 2011*.

*The Interim Constitution of Southern Sudan 2005*.

*The Interim Constitution of the Republic of the Sudan 2005*.

**A Study of Nationality on Sudan and South Sudan:  
Nationality Law in Sudan and South Sudan after the Independence of South  
Sudan**

**Yukari Ando**

**Abstract:** This study focuses on Nationality in Sudan and South Sudan. Who “belongs” and who does not are very sensitive issues indeed. This study raises the question of the new reality, despite of the fact international law does not allow stateless and deprived of nationality after the State succession. In the context of Sudan and South Sudan, who is a Sudanese? Who is a South Sudanese? The main questions are: How to define in legal texts, and more problematically how to interpret and implement after the independence of South Sudan on 9<sup>th</sup> July 2011. The legal status of South Sudanese in Sudan and Sudanese in South Sudan were not determined before the Referendum. The fears of loss of legal status are widely spread, particularly, among those who worked and lived in Sudan for long time but originally come from South Sudan. Some of them abandoned their jobs and properties in Sudan and went back to South Sudan. If South Sudanese loses Sudanese Nationality and cannot prove South Sudan identification, the person becomes stateless. Also intermarriage couples face the problem, since naturalization gets more difficult. Domestic laws which stipulate nationality and citizenship both in Sudan and South Sudan. The Constitution does not prohibit dual nationalities of Sudan and South Sudan. On the contrary, Sudanese Nationality Act clearly prohibits dual nationalities between Sudan and South Sudan. South Sudanese Nationality Act does not prohibit dual nationalities. For instance, it appears problematic that someone who was born in Sudan and might lose its nationality with assumption of getting South Sudan Nationality. However, if the respective person is not met the element of obtaining South Sudan Nationality, the person concerned might be a risk of statelessness.

**Keywords:** South Sudan, Nationality, Refugee